軽減税率制度説明会のお知らせ

令和元年10月1日から消費税率の引き上げに伴い実施される軽減税率制度に関する説明会を次のとおり開催します。

どなたでも参加が可能となっておりますので、皆様のご参加をお待ちしております。

==<説明会概要>==

【内 容】 1 軽減税率制度とは 2 質疑応答

【受講】無料

【申込方法】 資料の準備がありますので、事前に甘木税務署にご連絡の上、

ご希望の説明会の講座番号をお知らせください。

※収容人数の都合により、他会場での受講をお願いすることがあります。

【申 込 先】 甘木税務署 総務課 TEL:22-2720

※音声ガイダンスに従って「2」を選択してください。

【日程会場】

講座番号	開催日時	開催場所	定員
B-1	8月6日(火) 14:00~15:30	ピーポート甘木 第4・第5学習室 (朝倉市甘木198-1)	100名
B-2	8月19日 (月) 14:00~15:30	筑前町男女共同参画センター リブラ 2階ホール (筑前町新町440)	100名
B-3	8月21日 (水) 14:00~15:30	朝倉市商工会 2階研修室 (朝倉市宮野2053-2)	40名
B-4	9月4日(水) 14:00~15:30	ピーポート甘木 第4・第5学習室 (朝倉市甘木198-1)	100名
B-5	9月10日 (火) 14:00~15:30	コスモスプラザ 2階会議室1・2・3 (筑前町篠隈373)	78名
B-6	9月12日 (木) 14:00~15:30	朝倉市商工会 2階研修室 (朝倉市宮野2053-2)	40名

○ 軽減税率制度は全ての事業者に関係があります

軽減税率制度は、対象品目である**飲食料品等の取扱いのない事業者や、消費税の申告・納税義務のない免税事業者を含む全ての事業者に関係があります。**

軽減税率対策補助金の交付対象となるレジの導入等期限は9月30日です 軽減税率対策補助金事務局(中小企業庁)では、レジを使用して日頃から軽減税率対象商 品を販売している事業者に対して、複数税率に対応するためのレジの新規導入や、既存のレ ジの改修を支援しています。

国税庁ホームページでは、上記以外の説明会開催日時のほか、軽減税率制度に関する Q&Aなど各種情報を掲載しています。

軽減税率制度

検索しては

QR コードから 軽減税率コーナーへ



【主催】甘木税務署/朝倉市/筑前町/東峰村/朝倉商工会議所/朝倉市商工会/筑前町商工会 東峰村商工会/筑前あさくら農協青色申告会/甘木朝倉法人会/甘木朝倉間税会